

景観担当からのお知らせです

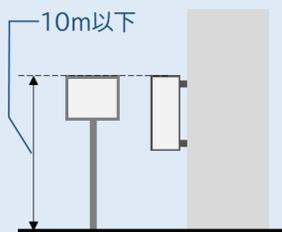
広告塔等を 計画している方へ

高さ4mを超える広告塔・広告板の支柱などに使用する色彩には基準(※1)がありますが、以下の3つの条件に当てはまり、良好な景観形成のために基準外の色彩を使用したいとお考えの場合は、景観担当までご相談ください。

Check 1

高さ10m以下の
広告塔であること

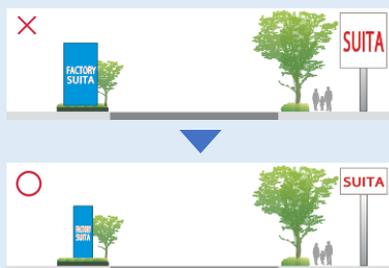
- 地上から広告塔の最上端までの高さが10m以下



Check 2

圧迫感を与えない
形状であること

- 広告物の表示面積が20㎡以内 他(※2)



Check 3

周辺の景観と調和
していること

- 色彩基準の範囲外の色彩(※3)を使う方が周辺の景観と調和する



景観アドバイザー会議の様子



上記3つの条件に当てはまる広告塔等で、色彩基準の範囲外の色彩の使用を認めるには、

- 周辺の景観と調和をしているかどうか、
 - 良好な景観の形成に寄与するものかどうか、
- 吹田市景観アドバイザーに意見を聴いたうえで、その色彩の使用を認めるかどうか、市が判断します。

詳細はこちら



景観形成基準
取扱要領

\\ 詳しくは、景観担当までお問合せください //

【問い合わせ】 吹田市 都市計画部
都市計画室 景観担当

TEL 06-6384-1968(直通)

✉ tokei-keikan@city.suita.osaka.jp

※1~3
裏面参照

※1 【色彩基準】 広告塔等の支柱などに使用する色彩の基準とは

「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準(以下、「景観形成基準」という。)」において、右表のとおり、広告塔・広告板の支柱やフレームなどに使用できる色彩の範囲が定められています。これを「色彩基準」と呼んでいます。

また、高さ4mを超える広告塔等の新設等を行う場合は、吹田市景観まちづくり条例に基づく届出が必要です。



この表の範囲外となる黒やこげ茶色など暗い色、白などの明るい色、原色に近い鮮やかな色は、原則使用不可



景観形成基準

【別表2】 色彩の景観誘導基準 (抜粋)

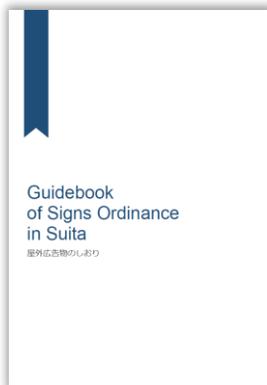
色相		明度	彩度
R (赤)	2.5未満	5.0以上8.5以下	3.0未満
	2.5~7.5未満	7.0以上8.5以下	3.0未満
		5.0以上7.0未満	5.0未満
7.5以上		5.0以上8.5以下	5.0未満
YR(黄赤)			
Y (黄)	7.5未満	5.0以上8.5以下	3.0未満
	7.5以上		
GY(黄緑)			
G(緑)			
BG(青緑)			
B(青)			
PB(青紫)			
P(紫)			
RP(赤紫)			
N(無彩色)			

Check
2

※2 「圧迫感を与えない形状」とは

色彩基準の範囲外の色彩を使用するための3つの条件のうち、2つ目「圧迫感を与えない形状」とは、吹田市屋外広告物条例の「重点制限区域」の許可基準に適合していることとします。

「屋外広告物のしおり」の許可基準(P.12)をご参照ください。



屋外広告物のしおり

※3 色彩基準の範囲外の色彩

使用する「色彩基準の範囲外の色彩」は、右表のダークグレーやダークブラウンを基本として計画してください。周辺状況によっては、白色も認められる可能性があります。

「色彩基準の範囲外の色彩」の使用を認めるためには、通常の届出より事務処理期間がかかりますので、ご注意ください。

基本色名称	マンセル値
ダークグレー (濃灰色)	10YR3/0.2
ダークブラウン (こげ茶色)	10YR2/1.0
オフグレー (薄灰色)	5Y7/0.5
グレーベージュ (薄灰茶色)	10YR6/1.0

参考: 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(国土交通省)

【問い合わせ】 吹田市 都市計画部
都市計画室 景観担当

TEL 06-6384-1968(直通)
tokei-keikan@city.suita.osaka.jp